

別表(第2条関係)

補助事業名	運送事業者への次世代自動車普及促進補助事業
補助事業の目的	自動車からの排出ガスによる地域の大气環境の改善に資するため、国(環境省)と協調して補助することにより、事業用トラック、事業用バス及び事業用タクシーについて、環境対応車(天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラック及び燃料電池タクシーに限る。)の導入を促進し、県民の健康の保護や生活環境の保全を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	<p>(1) 天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラックを導入する場合</p> <p>ア 県内に使用の本拠を置く天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラックを導入する民間運送事業者(一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者)及び当該事業者によりそれらをリースする事業者。ただし、国(環境省)の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の交付を受ける者に限る。</p> <p>イ アに補助する市(神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市)。</p> <p>(2) 燃料電池タクシーを導入する場合 市町(神戸市、姫路市、尼崎市)</p>
補助対象経費	<p>(1) 天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラックを導入する場合</p> <p>ア 国(環境省)の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の交付規程別表に定める経費。ただし、「事業用」として登録する車両に限る。 ベース車両を改造して製作する車両については、改造後の車両が新規登録できるものであること。</p> <p>イ 神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市については、アについて市が補助した経費。</p> <p>(2) 燃料電池タクシーを導入する場合 当該市域内に使用の本拠を置く燃料電池タクシーを導入する民間運送事業者及び当該事業者によりそれらをリースする事業者等に対し、市町がその経費について行う補助額。 ただし、燃料電池タクシーを導入する事業者は、国(環境省)の「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金」の対象となる者 と同一の者(燃料電池タクシーを導入又はリースする者に限る。)とする。</p>
補助率	<p>(1) 天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラックを導入する場合</p> <p>ア 1/6以内 イ 神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市については、1/12以内</p> <p>(2) 燃料電池タクシーを導入する場合 補助事業の対象となる経費の1/2</p>
補助金の額	<p>(1) 天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラックを導入する場合</p> <p>ア 国(環境省)の補助金の交付決定予定額の1/3以内とする。 なお、千円未満の端数があるときは、事業者ごとにこれを切り捨てるものとする。</p> <p>イ 神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市については、市の補助金交付額の1/2以内とする。 なお、千円未満の端数があるときは、市ごとにこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 燃料電池タクシーを導入する場合 500千円(定額)</p>

別に定める事項

関係条項	内 容
<p>第3条 (交付申請)</p>	<p>(添付書類)</p> <p>(1) 天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラックを導入する場合            ア 補助対象事業の概要(予定)(別紙様式1-1から1-3までのいずれか)            イ 見積書等(改造費が明記されているもの)(写)            ウ 国の負担を証する書類(補助金交付申請までに知事に提出が困難な場合は、確約書)(写)(補助事業の対象となる者(1)のイの場合は不要)</p> <p>(2) 燃料電池タクシーを導入する場合            ア 補助対象事業の概要(予定)(別紙様式1-4)            イ 市町の補助金交付要綱            ウ 見積書(車両本体価格が明記されているもの)(写)</p> <p>(指定期日)別に指定する日</p>
<p>第7条第1項 (事業の変更承認)</p>	<p>(軽微な経費配分の変更)</p> <p>(軽微な事業内容の変更)</p>
<p>第7条第1項 (交付決定額の変更)</p>	<p>(添付書類)第3条の添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日)別に指定する日</p>
<p>第9条第1項 (遂行状況報告)</p>	<p>(報告事項)</p>
<p>第11条 (実績報告)</p>	<p>(添付書類)</p> <p>(1) 天然ガスバス・トラック、優良ハイブリッドバス・トラックを導入する場合            ア 補助対象事業の概要(別紙様式2-1から2-3までのいずれか)            イ 請求書及び領収書等の支払が確認できる書類(写)            ウ 自動車検査証(写)及び自動車検査証記録事項            エ 国の負担を証する書類(交付決定通知書等)(写)            (補助事業の対象となる者(1)のイの場合は不要)</p> <p>(2) 燃料電池タクシーを導入する場合            ア 補助対象事業の概要(別紙様式2-4)            イ 事業者からの実績報告書(写)            ウ 請求書及び領収書等の支払が確認できる書類(写)            エ 自動車検査証(写)及び自動車検査証記録事項            オ 市町補助金交付確定通知書(写)</p> <p>(指定期日)</p> <p>(1) (2)のうち早い日            (1) 事業終了日と国の負担を証する書類発行日のうち遅い日から30日以内            (2) 令和6年4月10日</p>
<p>第19条第1項 (財産処分の制限)</p>	<p>(処分制限期間)</p> <p>補助事業の対象となる者(1)のアについては、国(環境省)の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」交付規程に定める期間            (補助事業の対象となる者(1)のイ及び(2)については該当無し)</p>